

紙の保険証廃止とマイナ保険証への移行

2025年12月2日から紙の保険証が完全に使えなくなります。全国で不安が広がる中、正確な情報を知ることが重要です。

詳しく見る

よくある誤解



廃止スケジュールと現状について

保険証の有効期限は加入している健康保険の種類によって異なります。そのため、夏に使えなくなった方もいれば、冬まで使える方もいらっしゃいます。この違いが混乱の原因となっています。

日本の健康保険制度は大きく三つに分類されます。国民健康保険、被用者保険(会社員・公務員等が加入)、そして後期高齢者医療制度です。それぞれの制度で廃止時期が異なるため、ご自身がどの制度に加入しているかを確認することが非常に重要です。

国民健康保険

2025年7月末で紙の保険証が廃止済み

既に使用できません

後期高齢者医療制度

75歳以上の方が対象

2025年7月末で終了

被用者保険

会社員・公務員等が対象

2025年12月1日まで使用可能

12月2日以降は使用不可



保険証廃止後の受診対策



資格確認書が自動送付されます

マイナンバーカードを持っていない方、または保険登録をしていない方には、資格確認書が自治体や保険者から郵送されます。申請は不要です。

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方には、自治体から既に送付されています。資格確認書があれば、従来の紙の保険証と同様に病院で診療を受けられます。マイナンバーカードがなくても受診は可能ですので、ご安心ください。

会社員の方への重要なお知らせ

01

資格確認書の送付時期

被用者保険の場合、保険者(健康保険組合等)から順次資格確認書が郵送されます。全国健康保険協会では7月下旬から10月下旬にかけて送付予定です。

02

届かない場合の対応

自動的に勤務先から配布されるわけではありません。届いていない場合は、紙の保険証が切れる前に必ず確認してください。

03

受診時の注意

資格確認書が届けば、病院での診療は問題なく受けられます。大切に保管し、受診時には必ず携帯しましょう。

マイナ保険証登録済みの方へ

資格情報のお知らせについて

既にマイナンバーカードを持ち、保険登録している方には「資格情報のお知らせ」という書類が送られます。この書類は、マイナ保険証が使用できない場合の補助的な役割を果たします。

カードリーダーの故障や未設置の医療機関もあるため、その際に資格情報のお知らせを提示すれば保険診療を受けられます。見た目は地味な書類ですが、非常時の安心材料として非常に重要です。



- ☐ **携帯のポイント:** 必要部分を切り取って、マイナンバーカードと一緒に携帯することをお勧めします。

マイナ保険証の登録方法と仕組み

マイナ保険証は、マイナンバーカードを健康保険証として利用可能にするものです。カードを持っているだけでは自動的に保険証になるわけではありません。登録手続きが必要です。

1

病院受付の専用端末

医療機関に設置されている専用端末で簡単に登録できます

2

マイナポータル

スマートフォンやパソコンから、マイナポータルにアクセスして登録

3

セブン銀行ATM

全国のセブン銀行ATMでも登録手続きが可能です

手続き自体は難しくありません。一度登録すると、病院受付ではカードリーダーにかざすだけで手続きが完了するため、受診がスムーズになります。



マイナ保険証の利点と安心機能



医療情報の共有で安全性向上

マイナ保険証を利用すると、過去5年分の受診歴や薬歴が医療機関と共有できます。これにより、薬の重複を避け、より適切な治療につながります。

患者側では薬の名称を思い出せない場面でも、情報共有によって安心して診療を受けられます。医療機関側も患者の情報を把握しやすくなり、安全な医療提供に貢献します。

プライバシーは保護されます

病気に関する情報は、患者の同意なしに勝手に共有されません。受付時に過去医療情報の提供に同意するかを個別に選べます。

高額療養費制度の自動適用

マイナ保険証に登録していれば、高額療養費制度が自動で適用されます。事前申請や認定証の準備が不要になります。

プライバシーへの配慮について

マイナ保険証による情報共有に不安を感じる方もいらっしゃると思います。知らない医療機関に病歴が知られることを懸念されるのは当然のことです。



同意制の仕組み

受付時に過去医療情報の提供に同意するかを個別に選択できます。自動的に情報が共有されることはありません。



情報提供の制御

提供したくない情報は、受付で非提供を選択できます。見せたくない情報は患者自身が制御可能です。



安心して受診

プライバシーを守りながら、必要な医療情報だけを共有することができます。

よくある誤解と注意点

誤解1: 書類の混同

マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書は名称が似ていますが、役割と対象が異なります。

- **資格確認書:** マイナ保険証を持たない人向けの紙の保険証代替
- **資格情報のお知らせ:** マイナ保険証登録者が持つ予備的な書類

自分に届いた書類が何なのか、病院に行く際に何を持って行くべきかを必ず確認しておきましょう。

誤解2: マイナ保険証だけで十分

全ての医療機関にカードリーダーが導入されているわけではなく、機械トラブルも起こり得ます。資格情報のお知らせも一緒に持つべきです。

現状では制度と現場の整備が完全ではないため、当面はマイナ保険証と資格情報のお知らせの二枚持ちが最も安心です。

有効期限の確認と更新について

マイナンバーカードの二つの有効期限

マイナンバーカードには二種類の有効期限があります:

1. **カード本体の有効期限:** 発行から10回目の誕生日まで
2. **電子証明書の有効期限:** 5回目の誕生日まで

どちらかが切れると、マイナ保険証として使えなくなります。有効期限はカード本体に記載されているほか、マイナポータルでも確認できます。更新は誕生日の3か月前から手続き可能です。

☐ **重要:** 2025年は多くの方が更新時期に当たるため、手続きが集中する見込みです。早めの確認と更新をお勧めします。



経過措置について

厚生労働省は病院に対し、2026年3月末までは期限が切れた保険証でも受診できるよう配慮するよう要請する経過措置を出しています。ただし、これは要請であり病院ごとに対応が異なる可能性があるため、安易に頼らず事前確認することが必要です。

最終確認事項

マイナ保険証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれかを用意すれば保険診療は受けられます。自分の保険の有効期限を今一度確認し、病院受診時に何を持参すべきか把握しておきましょう。

安心して受診するために

制度の変更には不安が伴いますが、正確な情報を知ることによって安心して医療を受けることができます。分からないことがあれば、自治体や保険者に問い合わせることをお勧めします。